

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年6月5日 07時40分ごろ
発生場所	宮城県仙台市荒浜東方 閑上港南防波堤灯台から真方位020° 3.2海里付近 (概位 北緯38° 13.2′ 東経140° 59.4′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ホライゾン} Horizonは、漂流中、うねりに圧流されて消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年6月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Horizon、5トン未満（長さ5.37m）
船舶番号、船舶所有者等	211-14442宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船体外板に凹損等（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向東、波高約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、宮城県仙台塩釜港塩釜区を出港し、荒浜東方において、船首を南南西方に向けて漂流し、釣りをしていたところ、船長が尿意を催したので、前部甲板に移動して用を足していた際、波高約1mのうねりを受けて船体が圧流され、荒浜東方に敷設された消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、自力で本事故発生場所付近の砂浜に上陸し、海上保安庁へ本事故の発生を通報するとともに、119番通報を行った後、救急車で仙台市内の病院に搬送され、右膝、臀部などの打撲と診断された。 船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。 船長は、用を足す短時間であれば、漂流したままでも支障はないと思っていたが、消波ブロック付近は水深が浅く、うねりが立ちやすいので、本船を沖に出してから用を足せば良かったと本事故後に思った。
分析	本船は、漂流中、船長が、前部甲板に移動して用を足していた際、水深が浅く、うねりが立ちやすい消波ブロック付近で漂流を続けたことから、波向東で波高約1mのうねりを受けて圧流され、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂流中、船長が、前部甲板に移動して用を足していた際、水深が浅く、うねりが立ちやすい消波ブロック付近で漂流を続けたため、波向東で波高約1mのうねりを受けて圧流され、消波

	ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、消波ブロック付近は、水深が浅く、うねりや風浪が高くなることがあるので、漂泊を避けること。